

日本マッサージ新報

平成30年7月2日（月曜日） 第84号



公益社団法人日本あん摩マッサージ
指圧師会のシンボルマーク

発行

公益社団法人 日本あん摩マッサージ指圧師会

発行人：安田 和正

編集・印刷人：野本 矩通

事務局内で製版・印刷・製本

点字版：日盲連点字出版所

音声版：日盲連録音製作所

〒169-8664 東京都新宿区西早稲田 2-18-2

日本盲人福祉センター内

電話：03-3200-0031

FAX：03-5285-9003

振替口座：00140-7-122100

Eメールアドレス：info@nichimakai.or.jp

目次

巻頭言「魅力のある団体として」	代表理事・会長 安田 和正……………2
あはき療養費の不正対策及び受領委任制度による指導監督の仕組みの導入に関して	副会長 小谷田 作夫………3～11
平成30年度 第1回理事会開催結果のご報告	……………11
第6回通常総会、臨時理事会、式典、懇親会開催結果のご報告	……………12～15
平成30年度 三療研修会開催・計画のご案内	……………15～18
（一社）岡山県マッサージ師会にて開催中の生涯研修会	……………18
会員の方からの質問	……………19
平成29年度 第9回神奈川・千葉・埼玉合同実技研修会のご報告	……………20
あん摩マッサージ指圧コンテスト開催のお知らせ	……………21
日本マッサージ新報のメール配信 希望者募集のお知らせ	
	副会長・広報委員長 野本 矩通……………22
厚生労働大臣免許保有証の申込について	……………23
あん摩師等法19条の署名・寄付金のご報告	……………24

巻頭言

「魅力のある団体として」ご挨拶

代表理事・会長 安田 和正

維新（これあらた）150年も早半年が経過いたしました。が、会員・賛助会員・関係各位の皆様、ご健勝のことと存じます。

つきましては一言ご挨拶を申し上げます。

現在、業界を取り巻く情勢は依然として厳しい状況にあります。が、平成医療学園における「アマ指師19条違憲訴訟」問題も、3地区（仙台・



代表理事・安田和正のご挨拶

東京・大阪）の口頭弁論が9回を数え最初の山場を迎えようとしています。

この裁判に関しては本会も新年度から積極的に署名・陳情・募金等の活動を始め順調に推移しており、長丁場になると思いますが、会員の皆様のご支援をよろしくお願い致します。

療養費受領委任払い制度化も動き始めました。あまりにも安すぎる療養費も本会が提案しておりました大幅な改定となり、このうねりが次へのステップになればと思います。不正広告の問題も昨年厚労省もアンケート調査を始めその結果をもとに対策委員会も発足されました。このような一連の流れが、無免許・無資格問題に対しても改革の一步となることを念願します。

他方世界を見ると各方面で東洋療法が注目を浴びており活動を展開している人たちも増えています。2020年開催の東京オリパラに関して本会も日盲連等と共に協議していきます。会員の皆様の前向きな声も聞かせてください。事業が活発になればなるほど必要なことが資質向上です。

これからも各方面の研修会を実施してまいりますので積極的に受講してください。広報におきましても、本会パンフレットを作成。会報と合わせ点字版・拡大文字版も作成いたしました。更に、HP・会報の充実。療養費の代理請求手続き等も合わせて障害者に対する合理的配慮も行っております。日マ会も着実に会員増にあり、責任のある業団としての活動に邁進してまいります。日マ会の中で希望を胸に一緒に頑張りませんか。「日マ会はあなたを、サポートします！」

あはき療養費の不正対策及び

受領委任制度による指導監督の仕組みの導入に関して

副会長 小谷田 作夫

4月23日に開催された社会保障審議会 医療保険部会 第20回あはき療養費検討専門委員会において、「あはき療養費の不正対策及び受領委任制度による指導監督の仕組みの導入」は、主に以下のとおり取りまとめられました。

I 不正対策

1. 患者本人による請求内容の確認

○ 架空・水増し請求を防ぐため、以下により、請求内容を患者又は家族が確認することを徹底する。

(1) 患者から一部負担金の支払いを受ける時の対応

- ・ 患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由が無い限り、領収書を無償で交付するとともに記載した明細書を交付する。

(2) 月末等の対応

- ・ 施術者は、毎月、支給申請書を患者又は家族に見せ、施術を行った具体的な日付や施術内容を確認いただいた上で、支給申請書に署名又は、押印を求めることとする。
- ・ その上で、施術者は毎月、支給申請書の「写し」又は施術日数や回数、施術内容のわかる明細書を、患者又は家族に交付することと

する。

2. 医師の同意・再同意

- あん摩マッサージ指圧の施術に係る療養費は、筋麻痺・関節拘縮等であって医療上マッサージを必要とする症例について支給対象とされている。
- また、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅうの施術の対象者は高齢者が多く、地域において医師とあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が連携を図っていくことが重要である。
- このため、医師の同意・再同意のあり方を、次のとおり見直す。

(1) 医師の同意書の様式

- ・ 保険者が、施術が支給対象に当たるかどうかを判断することに資するため、医師の同意書の様式を次のとおり見直す。
従前は、筋麻痺か、関節拘縮か、その他(具体的に記載)かのみであったが、筋麻痺又は関節拘縮のある部位についても○をつけることとするとともに、筋麻痺又は関節拘縮のある部位以外に施術を必要とする場合にはその他欄に記載を求めることとする。
- ・ 往療を必要とする理由(新規)
独歩による公共交通機関を使つての外出の可否、外出歩行が可の場合は認知症など通所して施術を受けることが困難な理由を記載するとともに、要介護度が分かる場合は、要介護度を記載する。

(2) 同意を行う医師

- ・ 同意・再同意を求める医師は、緊急その他やむを得ない場合を除き、当該疾病について現に診察を受けている主治の医師とする。
- ・ 医師の同意・再同意は、医師の診察を受けたものでなければならないとする。医師が診察を行わずに同意を行う、いわゆる無診察同意が行われないよう徹底する。
- ・ 上述のとおり、保険者が、施術が支給対象に当たるかどうかを

判断するため、医師の同意・再同意は重要であり、また、施術を必要とする患者が、適切に施術を受けられるようにすることが重要である。

このため、厚生労働省は、通知等により、同意書を書く医師に対して、上記とともに、同意書の必要性や意義、留意事項通知等で示されている同意書を書く上で留意すべき事項について整理し、理解の浸透を図ることとする。

(3) 施術者による施術報告書の作成

- ・ 医師の再同意に当たっては、医師が、施術者が作成する文章により施術の内容や患者の状態等について確認するとともに、医師の直近の診察に基づいて再同意する仕組みを導入する。
- ・ 施術報告書には、医師に対して、
 - ① 本報告書を確認の上、直近の診察に基づいて、施術継続の再同意の判断をいただきたいこと
 - ② 不明点や特段の注意事項がある場合には連絡いただきたいことを明記し、医師が当該報告書と直近の診察に基づいて再同意することとする。
- ・ これらにより、施術者と医師の連携を緊密にし、必要な施術が行われるようにする。
- ・ なお次のとおり医師の再同意書を文章で行うことに加え、施術報告書を作成することは現場の負担増となることから、当面は、施術報告書の作成は努力義務とし、やむを得ない場合には作成しなくてもよいこととする。その際、施術報告書の作成について、報酬上の手当てを検討する。また、作成しない場合にも医師からの問い合わせに応じるなど、施術者と医師との連携を図ることとする。

(4) 再同意のあり方

再同意については、文章で行うこととするとともに、これまでと比べ、施術報告書を書くという作業が増えることや、同意を文書で行うこととした場合負担が生じることとなることを踏まえ、6カ月ごととする。

その際、これまで以上に医師の同意書が重要になるとともに、地域において医師とあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が連携を図っていくことが重要であることから、厚生労働省は、(2)のとおり、通知等により、同意書を書く医師に対して、同意書の必要性や意義、留意すべき事項について整理し、理解の浸透を図ることとする。あわせて、制度改正の一定期間後に、制度改正の影響について検証を行うこととする。

3. 往療

以下のとおり、往療料の不正対策に取り組むとともに、往診料の見直しを行う。

(1) 支給申請書等の書類の見直し

- ・ 往療について、受領委任制度の導入に当たっては、次のことが明確に分かるよう、支給申請書を見直す。

新往療内訳表に

- ① 往療した日付・同一日同一建物への往療かどうか
 - ② 同一日同一建物への往療の場合、往療料を算定しているか否か
 - ③ 施術者
- ・ 往療の起点（個人情報に配慮し、患者の個人宅は丁目までとし、番地は求めないこととする）
 - ・ 施術した場所
 - ・ 往療が必要な理由
 - ・ 出張専門の者の拠点を受領委任の届出の際住民票等で確認するとともに、上記様式の見直しにより、往療の起点と施術の場所が明確に分かるようにする。

Ⅱ 受領委任制度による指導監督の仕組みの導入

1. 受領委任契約について

- 受領委任については、原則として、柔道整復師の「受領委任の取扱規定」（契約）の例による

2. 地方厚生（支）局等による指導監督等

（1）効果的・効率的な指導監督

（2）保険者に対する調査の進捗状況を報告する仕組み

（3）問題のあった施術所・施術者の取扱い

- ・ 問題のあった施術所・施術者については、以下のペナルティを課す。

① 受領委任の契約に基づく、受領委任の取扱いの中止

② あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づく、国家資格についての行政処分

（4）施術所・施術管理者の登録

- ・ 受領委任制度の導入に伴い、施術所・施術管理者を、地方厚生（支）局に登録する仕組みとする。
- ・ 具体的には、以下のスケジュールで、登録を行う。

平成30年 7月～ 受領委任登録の受付

平成30年10月～ 受領委任の取扱いの開始

（5）施術管理者に研修受講や実務経験の要件を課す仕組み

- ・ 要件を課す仕組みの実施時期については、受領委任制度導入後一定の準備期間を考慮する必要があるとあり、柔道整復療養費について、専門委員会での報告書の取りまとめから施行までに1年以上の準備期間を要していることを踏まえ、平成32年4月までの実施を目指して検討、準備を行う。

（6）登録の更新制

- ・ 登録の更新制については、療養費を取扱う施術者の資質向上や不正防止、不適切な取扱いの抑止のための教育の機会の提供につながるものであり、実施について検討していくことが望ましいと考えられ

る。

- ・ まずは新たに施術管理者となる者に研修受講の要件を課す仕組みを導入することとし、その実施状況をみながら、幅広く、実施の検討を行っていくこととする。

3. 保険者の裁量

- ・ あはき療養費の受領委任制度に参加するかどうかについては、保険者の裁量によることとする。
- ・ 厚生労働省は、受領委任制度に参加するかどうかについては保険者の裁量によることを前提としつつ、受領委任制度については、患者の負担軽減や地方厚生（支）局による指導監督等が行われるメリットがあること、受領委任制度の導入にあわせて不正対策が強化されることも踏まえ、受領委任制度の適正な運用を図っていくことと合わせて、国民や保険者に対して、患者の負担軽減や不正対策など受領委任制度の趣旨や意義の周知に努め、より多くの被保険者やその家族が一定のルールと行政による指導監督等の下で適切に施術が受けられるよう、多くの保険者が受領委任制度に参加できる環境整備に努めるものとする。

以上がグランドアーク半蔵門 富士東4階で開催された「第20回療養費検討専門委員会」でまとめられた主な内容です。

また続いての議題、あはき療養費の改定について（案）が発表、説明され、これは2年毎に改定される療養費、平成30年度における料金改定が決定（※1）されました。

この施行期日は平成30年6月1日（施術報告書交付料は、平成30年10月1日）

今後のあはき療養費については、患者の負担が軽減され、患者が施術者から適切に施術を受けられ、施術者から保険者及び国民健康保険組合又は後期高齢医療広域連合に対して適切に療養費が請求されるよ

う、受領委任の取扱いを導入することに決定されました。

この受領委任の取扱いについては、施術者と行政が受領委任の契約を締結することにより、患者の施術料支払いや療養費請求手続きに係る負担が軽減され、保険者等への療養費請求手続きが明確化され、必要に応じて行政から施術者等に対して指導監督が行われ、療養費の不正又は不当な請求への対応が行われるものです。

施術者との受領委任の契約の締結は、施術者等に対して、一定のルールに基づく施術や療養費の請求等を行うことを求め、施術者等がこれを約束したことを認める行為であり、形式的に契約という形態をとっているが、受領委任の取扱いが認められた施術者等であることを行政として公に認める行為です。

また、受領委任の取扱いを認めることが不適当な施術者等に対してはその取扱いを中止し、中止を受け5年間を経過しない者など不適当な施術者等に対しては国家資格についての行政処分を行うものです。

このように、施術者との受領委任の契約の締結は、本来的に行政が行うべきものであり、当該契約に係る事務等については、地方厚生(支)局及び都道府県が実施することとなります。

受領委任の取扱いは、施術者が、療養費の請求権者である被保険者から療養費の受領の委任を受け、保険者等に請求する場合の取扱いであり、施術者と行政との受領委任の契約の締結は、行政が保険者等から受領委任の契約に係る委任を受けたうえで行われます。

この委任は、個別の施術者等については、受領委任の取扱いを認めるか否かの判断を保険者等から行政に委ね、保険者等は、行政が契約を締結した施術者等については、原則、受領委任の取扱いを認めるとともに、行政が契約に基づき実施する施術者等に対する指導及び監督に必要な療養費の支給申請等の提供を行政に対して約束するものであり、保険者等における療養費の支給決定の権限の委任ではありません。つまり療養費の支給決定の権限はあくまで保険者等にあります。

受領委任の取扱いの導入当初において、受領委任の取扱いを希望する施術者は、地方厚生（支）局へ申し出に関する書類一式（国家資格免許証コピーと開設届、最新の施術所届出事項変更届出書、施術管理者選任等証明、住民票〔※施術管理者が出張専門施術者の場合〕等）を提出します。

受領委任の取扱いを開始する平成31年1月1日から受領委任の取扱いを希望する施術者は、平成30年7月2日から平成30年10月31日までの間に提出します。

当該申し出に関する具体的な手続きについては、平成30年6月下旬までに各地方厚生（支）局のウェブページで掲示されます。よって受領委任の取扱いを希望する施術者は、申し出を行う施術所の所在地を管轄する地方厚生（支）局のウェブページを確認してください。

なお、当該申し出に対する地方厚生（支）局及び都道府県知事の承諾については、平成31年1月初旬以降、申し出を行った施術者に対して通知するとともに、地方厚生（支）局のウェブページで受領委任を取扱う施術所（施術者）の一覧を掲示する予定となっております。

尚、以上の内容に関しての厚生労働省保険局長通知は6月下旬に「あはき施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」が告知されます。

※1 平成30年度における料金改定

あん摩マッサージ指圧

マッサージ	340円（改定あり）
変形徒手矯正術	780円（改定あり）
温電法	80円
温電法・電気光線器具	110円

はり・きゅう

初検料（1術）	1,610円
初検料（2術）	1,660円

施術料（1術） 1,540円（改定あり）

施術料（2術） 1,580円（改定あり）

電気針・電気鍼灸器・電気光線器具
30円

往療料

① 片道4km まで 2,300円（改定あり）

② 片道4km 超え 2,700円（改定あり）

※往療料の距離加算を廃止し、上記①,②のいずれかとなります。

注.片道16km を超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

施術報告書交付料の新設（平成30年10月1日～）

施術報告書交付料 300円

～～ 平成30年度 第1回理事会開催結果のご報告 ～～

4月25日午後1時30分より日本盲人福祉センターにて開催され、議長の指示により第1・第2号議案の平成29年度事業報告並びに財務諸表について高橋専務理事より報告がなされました。

また、監査について、理事会開催に先立ち実施されており、

1) 理事及び事務局等による業務執行状況についての検討

2) さらに会計帳簿並びにこれらに関する資料の調査・検討

上記2つについて、法令若しくは定款に違反する事実がない事の報告があり、当該事案について質問を求めましたが特になく、出席者全員の挙手により、承認されました。

第3号議案については謝金規定について、高橋専務理事より説明を行う予定であったが、十分な協議検討がされていないので、次回6月10日の臨時理事会にて協議する報告があり、議長が本議案について、保留とすることを

求めたところ、出席者全員の挙手により承認された。

第4号議案のその他について、出席者より、一枝のゆめ財団主催のマッサージコンテストが開催される旨の説明があり、審査員2名、参加者2名を参加させることの案が出た。また、本会が協賛するために協賛金60,000円（一口30,000）で、拠出する旨の案が提出され、質疑応答の後、議長が承認を求めたところ、出席者全員の挙手により承認可決された。

～～第6回通常総会、臨時理事会、式典、懇親会開催結果のご報告～～

【通常総会】

平成30年6月10日午後1時よりホテルサンルート高田馬場（3階大会議室）において開催されました。

開会に先立って、高橋専務理事から定足数が報告され、3月末現在の議決権を有する会



員数1,351名に対し678名（うち委任状による出席者637名）の出席者を得、定款第14条の規定にある定足数を満たしており、本総会が有効に成立した旨報告があった。

引き続いて総会開会の宣言があり、安田会長の挨拶、ご来賓、日本盲人会連合竹下会長「ご挨拶」の後、定款第16条の規定により安田会長が議長となり、直ちに議案の審議に入った。

会長が議事録署名人の選出について出席会員に諮ったところ、「議長一任」の発声により、松本信雄氏・栗谷川雅人氏を指名し出席者全員の賛成の挙手により承認し、両名共にこれを了承した。

議案審議に入る前に、平成30年度事業計画並びに収支予算について高橋専務理事より報告を行った。

一部前年比較が分からないとの意見があり、次年度より、説明する旨了解を得た。

第1号議案 平成29年度事業報告について

議長は総務・会計担当小谷田副会長を指名し、小谷田副会長より平成29

年度事業報告の詳細説明を実施。議長は本案について質問を求めたが特に反対等の異議なく、裁決を求めたところ出席者全員の賛成の挙手により承認可決された。

第2号議案 平成29年度財務諸表・監査報告について

議長は高橋専務理事を指名し説明を求め、高橋専務理事は詳細な説明を実施。又議長は山口監事を指名し監査結果の報告を求めた。山口・田辺両監事は、本年4月25日午前11時00分より日本盲人福祉センター研修室において、小谷田副会長、高橋専務理事立会いのもと平成29年度の業務執行状況、会計処理に関しては各種諸帳票などを精査し、公益法人法に則り適法にして適正に処理されている旨の報告が行われた。議長は本議案について質問を求めたが反対等の異議はなく、裁決を求めたところ、出席者全員の賛成の挙手により承認可決された。

第3号議案 その他について

出席者より「無免許者を追放する決議について」、「マッサージの名称独占について」議事提案あり、議長より「無免許者を追放する決議について」は、日マ会・日盲連でも決議されている。また、「マッサージの名称独占について」は推進協にて協議しているところである旨を説明し、賛同を得られた。

議長は、以上をもって議案の全部について審議を終了した旨を述べ、午後2時40分に閉会を宣言した。

【臨時理事会】

第6回通常総会の閉会后臨時理事会を開催し、安田会長を議長として、直ちに議事に入った。

第1号議案 謝金に関する規定

議長より高橋専務理事を指名し、説明を求めた。高橋専務理事より、平成30年度第1回理事会保留の第3号議案について、加筆訂正した詳細な説明を行った。

議長は説明を受け、意見・質問を求めたが特に発言がなく、続いて採決のため議長は議場に諮ったところ反対等の異議なく、出席者全員の賛成の挙手により原案通り承認可決された。

第2号議案 TV 会議システム導入について

高橋専務理事より、導入費用概略及び削減効果を説明したが、詳細な採算検討を出したのちに協議することとなり、保留した。

第3号議案 その他について

議長より提案を求めたところ、事務局より下記内容の議案について提起され協議を行った。

1. 糸数副会長が、体調不良のため副会長職を辞任し、笹原理事を副会長に選定を諮ったところ、全員一致にて承認可決された。
2. 事務局より税理士の変更について説明を行い、契約を締結する旨を説明したところ全員一致にて承認可決された。

以上を持って本日の議事を終了した旨を述べ、午後3時20分閉会した。

【式典】

記念講演については、帝京平成大学健康科学研究科帝京大学整形外科教授伊藤正明様にお願いし、講演内容は「肩関節周囲炎の病態と指圧マッサージについて」です。

講演の初めに、伊藤先生による自己紹介と研究データに基づいた医療を進めていくための、エビデンス（根拠）の重要性についてお話がありました。次いで肩関節周囲炎についての講義が行われ、今後の課題として、肩関節周囲炎に対し、ストレッチやマッサージによって可動域が改善されたという個別の報告などはあるものの、どんな治療をどのくらいの期間行うべきなのかという統一の見解が無いことが指摘されました。

伊藤先生の講義終了後に質疑応答が行われ、参加者から、講演内容についての質問や、現在治療中の患者さんの症状についての質問など大変有意義な講演となりました。



講演をされる伊藤先生



伊藤先生に質問する参加者の様子

【懇親会】

ご来賓者を含め凡そ40名の方々が参加されました。小谷田副会長が司会で進められ、野本副会長の開会の挨拶のあと、ご来賓として来会して戴きました日本盲人会連合会長・竹下義樹様、厚生労働省保険局医療課保険医療企画調査室長・矢田貝泰之様と国立筑波技術大学保健科学部教授・藤井亮輔様に挨拶を戴きました。

また、先ほど講演をしていただいた帝京平成大学健康科学研究科帝京大学整形外科教授伊藤正明様の周りには、お話を聞こうと集まる参加者の方々の姿も見受けられ、有意義な懇談の場となった事と思われます。

最後に、日本盲人会連合副会長・及川清隆様の閉会の辞をもってお開きとなりました。

～～ 平成30年度 三療研修会開催・計画のご案内 ～～

関東ブロック三療研修会(都盲協)		
開催日時・場所	事業内容・講師等	参加費用
平成30年9月8日(土) 会場： 東京都盲人福祉センター 2階 研修室 東京都新宿区 高田馬場 1-9-23 電話：03-3208-9001 申込・問合せ 東京都あん摩マッサージ 指圧師会 事務局 携帯：080-8855-0988 FAX：03-5751-3160 申込締切：8月25日	研修1：10:00～12:15 講師： 明治国際医療大学 副学長 鍼灸学部特任教授 矢野 忠先生 テーマ： 「触」のサイエンス -体表・触れる・手技とその周辺- 研修2：13:15～15:30 講師： 明治国際医療大学 副学長 鍼灸学部特任教授 矢野 忠先生 テーマ： 脳科学からみた 手技療法の臨床的意義	資料代として 会員 1,000円 非会員 1,500円 昼食は、各人でご用意いただきますよう、よろしくお願い致します。

中国地域三療研修会

(詳細が決まり次第 HP 等でお知らせいたします。)

開催日・場所	事業内容・講師等	参加費用
会場： 初日：11月24日(土) 松江ニューアーバンホテル 島根県松江市 西茶町40番地1 電話：0852-23-0003	11月24日(土) 受付：14:30～15:00 研修1：15:00～17:00 テーマ： 「中央情勢報告並びにあはきを 巡るディスカッション」 交流会：18:00～20:00	資料・昼食代含む 1,500円 付添の方は昼食代 1,000円 交流会：6,000円
二日目：11月25日(日) ライトハウスライブラリー 島根県松江市 南田町141番地10 電話：0852-24-8169	11月25日(日) 受付：9:30～10:00 研修2：10:00～ 講師：筑波技術大学 教授 藤井 亮輔氏 テーマ：「未定」	宿泊費(朝食含む) 洋室(シングル) 7,500円 和室(二人用) (一人当たり) 5,500円
申込・問合せ 島根県視覚障害者 福祉協会 事務局 電話：0852-24-8169 申込締切：10月31日	研修3：13:00～15:00 講師：筑波技術大学 教授 藤井 亮輔氏 テーマ：「未定」	

九盲連(九州地域)三療研修会

開催日・場所	事業内容・講師等	参加費用
平成30年9月29日(土) ～9月30日(日) 会場： ホテルニュープラザ久留米 福岡県久留米市 六ツ門町16-1 電話：0942-38-6155	9月29日(土) 受付：12:00～13:00 開会式：13:00～13:15 研修1：13:20～14:50 講師：(社福)日本盲人会連合 会長 竹下 義樹氏 テーマ： 「あはき業の 『現状と課題』について」 研修2：15:00～16:30 講師：筑波技術大学 教授 藤井 亮輔氏 テーマ： 「痛み・しびれに対する あん摩・指圧療法 -座位でできる手技を中心に-」 担当者会議：16:50～18:00 懇親会：18:30～20:30 9月30日(日)	資料代として 1,500円 懇親会費 7,000円 宿泊費 15,000円 日マ会 会員の方 の参加も募集して おりますので、興 味がおりの方 は、左記「申込・ 問合せ」までご連 絡ください。
申込・問合せ 社会福祉法人 福岡県盲人協会 〒818-0111 福岡県太宰府市三条 1-4-2 電話：092-923-6336 申込締切：8月10日必着		

	受付 : 9:30~10:00 研修3 : 10:00~11:30 講師 : 福岡県鍼灸マッサージ師会 会長 要 信義氏 テーマ : 「鍼灸の歴史及び子牛治療 —臨床での応用—」 閉会式 : 11:40~12:00 受講修了証授与	
--	---	--

(一社) 愛媛県視覚障害者マッサージ師会中央学術研修会

開催日・場所	事業内容・講師等	参加費用
平成30年9月30日(日) 会場 : 松山市総合福祉センター 3階クラブ活動室 愛媛県松山市若草町8-2 電話 : 089-921-2111 申込 : 森岡 通 電話 : 089-979-3852 申込締切 : 9月14日	研修1 : 10:00~14:30 講師 : 医療法人ミネルワ会 渡辺病院理学療法士 平畠 茂樹先生 テーマ : 「腰痛にならない・ なったらの運動法」	資料・弁当代含む 会員 : 1,000円 非会員 : 2,000円 付添の方で、 お弁当を希望する 方は、別途600 円で承ります。

第10回神奈川・千葉・埼玉合同技術研修会

開催日時・場所	事業内容・講師等	参加費用
平成30年7月8日(日) 日盲福祉センター 2階 研修室 新宿区西早稲田2-18-2 電話 : 03-3200-0031 申込・問合せ 日マ会 事務局まで 申込締切 : 6月29日	研修1 : 13:30~16:00 (3単位) 講師 : (一社)日本指圧協会 理事 佐々木 重雄先生 テーマ : 「五臓六腑の診察法」 持ち物 : トレーニングパンツ (実技中に着用)	資料代として 会員 : 2,000円 非会員 : 3,000円 研修会終了後に 懇親会あり 事前申込み制 会費 : 3,000円

東北ブロック三療研修会 (詳細が決まり次第 HP 等でお知らせいたします。)		
開催日時・場所	事業内容・講師等	参加費用
平成30年9月29日(土) ～9月30日(日) 盛岡市つなぎ温泉ホテル紫苑 岩手県盛岡市繋湯ノ館 74-2 電話 : 019-689-2288	講師 : 「未定」 テーマ : 「未定」	

静岡県あん摩マッサージ指圧師会研修会 (詳細が決まり次第 HP 等でお知らせいたします。)		
開催日時・場所	事業内容・講師等	参加費用
平成30年10月7日(日) 静岡県総合社会福祉会館 601会議室 静岡県静岡市 葵区駿府町1番70号 電話 : 054-254-5221	研修1 : 10:30～15:00 講師 : 「未定」 テーマ : 「足の浮腫と 代謝アップ手技療法」	

北九州市門司鍼灸マッサージ師会研修会 (詳細が決まり次第 HP 等でお知らせいたします。)		
開催日時・場所	事業内容・講師等	参加費用
平成30年10月28日(日) 北九州市門司区	研修1 : 10:30～15:00 講師 : 「公益社団法人 日本あん摩マッサージ指圧師会 会長 安田 和正先生」 テーマ : 「未定」	

このほか、来年2月にも「第11回神奈川・千葉・埼玉合同技術研修会」を日盲福祉センターにおいて、実施することが決定しております。詳細につきましては、1月発行の日マ新報及びHPをご覧ください。

また、北海道にあります地域団体「(公社)札幌市視覚障害者福祉協会」でも療養費に関する研修会を予定しております。詳細が決まり次第、日マ会HPにてご報告いたしますので、よろしくお願い致します。

(一社)岡山県マッサージ師会にて開催中の生涯研修会

(一社)岡山県マッサージ師会にて下記に記載しております内容の、生涯研修会を実施しております。興味がおありの方は、(一社)岡山県マッサージ師会までご連絡ください。

問合せ先 ； (一社)岡山県マッサージ師会 事務局

電話 ； 0865-62-2455

研修日・内容

- 7月 8日 「整形外科を受診される患者さんあれこれ」
- 8月19日 「脳血管障害後遺症に対する
マッサージ療法パート2」
- 9月23日 「ロコモ症候群について」
- 11月 4日 「スポーツ障害に対する手技療法について」

会員の方からの質問

Q 都道府県知事発行のあはき師の免許を持っているのですが、これは国家免許ではないのでしょうか？

A 厚生労働大臣が東洋療法研修試験財団に委託している、試験に合格したものが、あはき師国家免許を取得できます。都道府県知事免許は国家免許と同等の資格とみなされています。

また、東洋療法研修試験財団に申請すれば国家免許（厚生労働大臣免許）と変えることもできます。

平成29年度 第9回神奈川・千葉・埼玉合同実技研修会のご報告

平成30年2月4日（日）午後1時30分より日本盲人福祉センター2階研修室に於いて、合同実技研修会が開催されました。23名（内会員外が5名含む）の施術者が参加されました。

テーマは「テンミリオン指圧の側臥位療法」、講師は、元筑波技術大学保健学科非常勤講師で「指圧・鍼灸の神陽館」院長 木下 誠先生にお越し頂き実施しました。木下先生には、今迄に3回の御指導をいただいています。

今回は、最初の20分程の座学の後、研修のテーマでもある、各人が年間1千万円（テンミリオン）の実収入を得られる様な実技を身に付けるための研修が行われました。実技研修の前半は、男女一人ずつをモデルにした木下先生による実技指導が行われ、後半には受講生が二人一組で互いに施術を行いました。その際も木下先生が、各組を見て回り一人ひとりの手を取り教えて頂きました。

終了後も予定時間を大幅に超過するほど、実技や質問にお答えいただき本当に勉強になり、身につく研修会でした。



座学講習及び実技指導をなさる、木下誠先生

あん摩マッサージ指圧コンテスト開催のお知らせ

一般財団法人 一枝のゆめ財団が主催いたします、あん摩マッサージ指圧コンテストが開催されます。下記にイベントの情報を掲載いたします。

コンテストに参加される方をはじめ、コンテストの観覧をご希望の方、イベントに興味がおありの方など、皆様方のご参加をお待ちしております。

主 催 : 一般財団法人 一枝のゆめ財団

開 催 日 : 平成30年7月28日(土)

会 場 : 株式会社マイナビ本社 マイナビルーム
(東京都千代田区一ツ橋1-1-1 パレスサイトビル9階)

受付時間 : 11:30~12:00「コンテスト出場者のみの開会式」
12:00~ 「一般参加者の入場・受付開始」
16:30~17:00「出場者及び一般参加者が
参加可能な表彰式・閉会式」

費 用 : コンテスト出場者 15,000円
一般参加者(入場料) 1,500円

講演イベント

- 13:00~14:00 東洋医学でセルフケア
- 15:30~16:30 美顔率セルフマッサージケア

イベントブース

- 東洋医学健康相談会
- ワンコインマッサージ
- ベッドサイド英会話教室

日本あん摩マッサージ指圧師会は、協賛金を供出して、後援団体となっております。

日本マッサージ新報のメール配信 希望者募集のお知らせ

副会長・広報委員長 野本 矩通

日頃より、当会の広報活動にご支援ご協力をいただきありがとうございます。

昨年度広報委員会ではパンフレットを作成しました。

今後は会員拡大のために大いに役立てていただきたいと願い、環境の整備に努めているところです。皆様からも活用術やご意見などありましたら事務所までメールまたは、FAXでお寄せください。

又、今年度の活動計画の1つとして年間2回発行しています日本マッサージ新報ですが、活字と点字に加え新しくメールでの配信を計画しています。

私のように点字を使用しているものは、読むのに時間がかかり労力を費やしています。また、保管場所に付きまして、狭い我が家では徐々にたまっていく点字書で、生活スペースが徐々に狭くなっています。

その点、メールでしたらファイルに保管すれば場所を取ることなく、読みたいときにいつでも読むことができます。

これは活字を読むのにご苦労されている方にも、画面を拡大したり音声で読ませたり、ご本人のニーズに合わせた選択ができます。

メールでの配信をご希望の方はご自身のPCから、事務局（info@nichimakai.or.jp）まで下記の事項を記入し、お申し込みください。（晴眼者の方の希望者も、お待ちしております。）

1. お名前
2. メールアドレス
3. ご希望される会報のファイル形式
 - ① PDF ファイル
 - ② メール本文への、会報本文の貼り付け

（この形式には、写真などの画像データは掲載されません。）

注 2018年11月30日までに、希望者が200人に満たない場合は、誠に勝手ながら、中止させていただきます。

厚生労働大臣免許保有証の申込について

申請ご希望の方は、日マ会事務局にご連絡をいただくか、HP より申請書のデータを出力しご使用ください。

受付は、下記団体の地域団体が対象となります。

日本あん摩マッサージ指圧師会、日本盲人会連合

受付期間 平成30年7月1日～8月31日

下記の必要書類を揃えて、お近くの地域団体にお越しください。

1. 厚生労働大臣免許保有証交付申請書(パスポートサイズ証明写真貼り付け) B4 版
2. 住民票(6か月以内の発行、本籍地が記載されているもの)
3. 本人確認用資料のコピー(運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等)
4. あん摩マッサージ、はり師、きゅう師の免許証のコピー
5. 返信用封筒 長3(住所記載、392円切手貼り付け)
6. 払込受領証
7. 補助申請用紙(申請料金 2,000円に該当する方のみ)

注 上記3,4につきましては、地域団体にて申請の際に原本もご持参ください。

申請料金

2,000円(会員の方が、日マ会の地域団体で受付けた場合)

4,000円(非会員の方または、

会員の方が、日マ会の地域団体以外で受付けた場合)

取扱い銀行 ゆうちょ銀行

口座名義 公益社団法人 日本あん摩マッサージ指圧師会

口座番号 00170-2 742655

注意事項

住民票と免許証(マッサージ・はり・きゅう)に記載されている、
本籍地と氏名が違ふ場合は申請が出来ません。

その場合は、「東洋療法研修試験財団」へご連絡の上、免許証の書換え
手続きを行ってください。

「(公財) 東洋療法研修試験財団 TEL 03-3431-8771」

免許保有証の書換えをご希望の方は、事務局までご連絡をお願いします。

あん摩師等法19条の署名・寄付金のご報告

会員の皆様にお願ひ致しておりました、あん摩師等法19条の署名と寄付金についてご報告いたします。

寄付金 199,070円

署名用紙（各裁判所ごと）

	署名枚数	署名人数
東京地方裁判所	269枚	676名
大阪地方裁判所	277枚	670名
仙台地方裁判所	262枚	658名

ご協力いただきました、皆様方誠にありがとうございました。

現在も、東京・大阪・仙台の地方裁判所において、国を被告、学校法人平成医療学園を原告としたあん摩師養成課程の新設を巡る裁判が行われております。引き続き、署名・寄付金につきましては受付ておりますのでご協力いただける方は日マ会 事務局までご連絡をお願い致します。

また、すでにご協力をいただいている方々に対しても、裁判が進む中で改めてお願いをさせていただくこともあるかと思いますが、よろしくお願い致します。